

部内限

基安安発第 1030001 号

平成 18 年 10 月 30 日

各都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

(公印省略)

交通労働災害に係る災害調査の実施に関する留意事項及び自主点検  
の実施について

標記については、平成 8 年 9 月 18 日付け基発第 579 号「当面の交通労働災害防止対策の推進について」(以下「局長通達」という。)により実施しているところであるが、本年 3 月 31 日付け基発第 0331027 号「労働安全衛生法等の一部改正に伴う安全衛生業務の推進について」の記の第 2 の 6(2)において別途指示することとされていた事項について、下記 2 のとおりとしたので、下記に留意のうえ実施されたい。

また、局長通達記の 2 の(2)の自主点検について、本年度に限り、下記 3 のとおりとすることとしたので併せて留意されたい。

記

1 趣旨

- (1) 近年の交通労働災害の発生状況については、死亡災害については減少しているものの、依然全災害の約 3 割を占めている状況であり、特に重大災害が大幅に増加し、全災害の約半数を占めていることから、新たな視点からの交通労働災害防止対策が必要とされている。
- (2) このため、本省においては交通労働災害防止対策の強化策の検討に資するため、死亡災害の多くが夜間・明け方に発生している状況を踏まえ、今年度、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に委託し、交通労働災害と睡眠不足との関係等を明らかにするため、運転手の勤務状況等と事故との相関関係について調査を行っているところであるが、このためには実際に死亡災害等を起こした事業場のより詳しい勤務実態等を調査する必要がある。

また、事故を発生させた事業場に対して、交通労働災害防止ガイドラインに定める措置の徹底を図らせるとともに、併せてその措置の実施状況と事故発生の相関関係を把握する必要がある。

## 2 「交通労働災害調査付表」を使用した災害調査の実施について

局長通達記の6の災害調査の実施に当たっては、

に発生した災害に対する災害調査に限り、以下により実施すること。

### (1) 交通労働災害調査付表

局長通達記の6の交通労働災害調査付表は、別添1の「交通労働災害調査付表」（以下「別添1付表」という。）とすること。

### (2) 別添1付表を作成する対象

とす  
る。（業種は問わない。）

### (3) 使用期間

別添1付表は、災害  
に対する災害調査について使用するものとする。

### (4) その他の留意事項

ア

イ

ウ 交通労働災害発生現場と第一当事者の所属する事業場の管轄が異なる場合には、  
交通労働災害発生現場を管轄する局においては、当該事業場を管轄する局に対し、新  
聞等により把握した情報を電話等で速やかに連絡することとし、

エ 別添1付表の調査項目のうち不明のものについては、不明とすること。

## 3 自主点検の実施

局長通達記の2(2)の自主点検については、本年度に限り、以下に留意すること。

### (1) 自主点検表

別添2「交通労働災害防止対策自主点検表」の自主点検表を使用すること。

なお、送付状の例文を添付しているので参考とすること。

### (2) 対象事業場

### (3) 実施方法

[REDACTED]

(4) 実施時期

[REDACTED] 自主点検表を回収するようにすること。

4 本省への報告

(1) 交通労働災害調査付表については、各月末にとりまとめ、原則として翌月10日までに本省安全課に送付すること。

(2) [REDACTED]  
[REDACTED]

交通労働災害調査付表

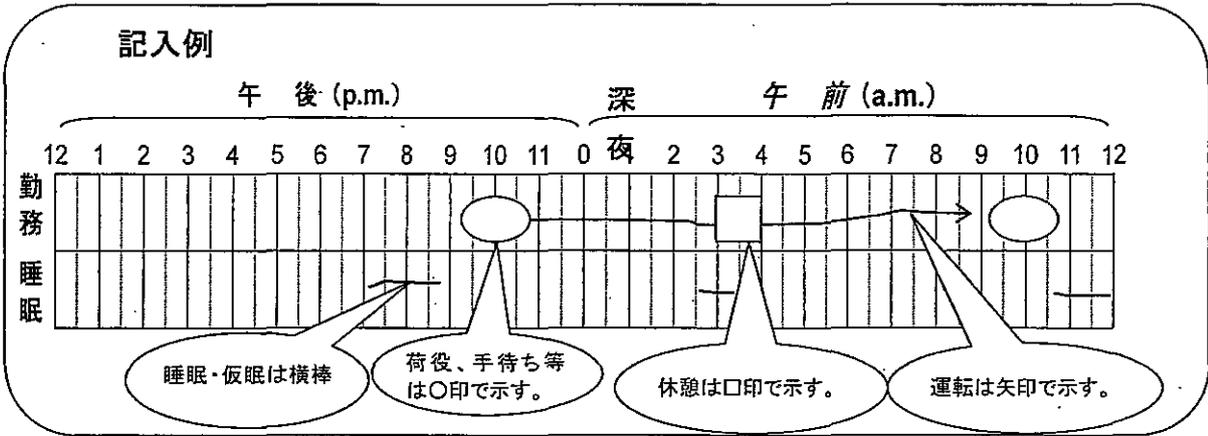
局 署

1 事業場の状況

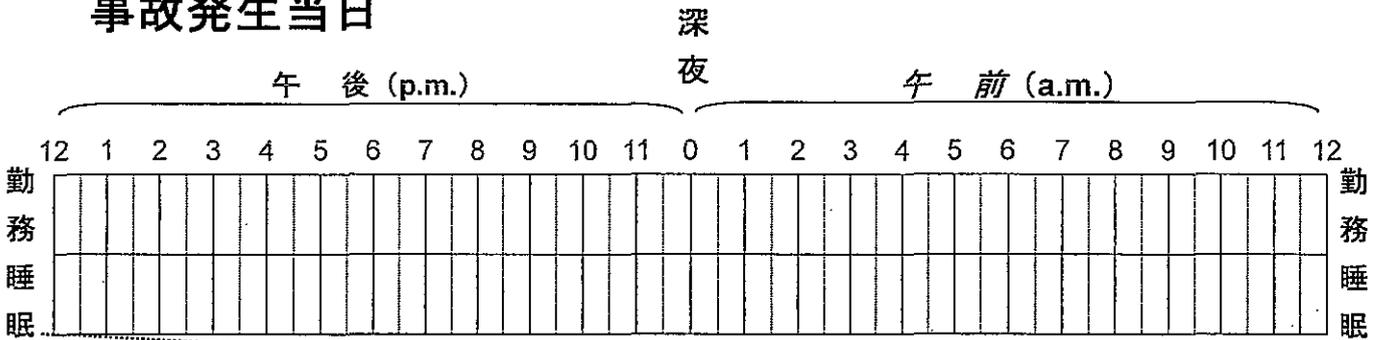
(1)事業場名				
(2)代表者職氏名				
(3)所在地・電話番号				
(4)業種		(5)労働者数		
(6)自動車保有台数		(7)業務上自動車を 運転する労働者数		
(8) 事業場における労働災害発生状況(第一当事者(加害者)が所属労働者であるものに限る)				
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年 (1月～10月)
① 交通事故発生件数 (自損事故を含む。)	件	件	件	件
①のうちの休業災害	人	人	人	人
①のうちの死亡災害	人	人	人	人

2 災害発生状況

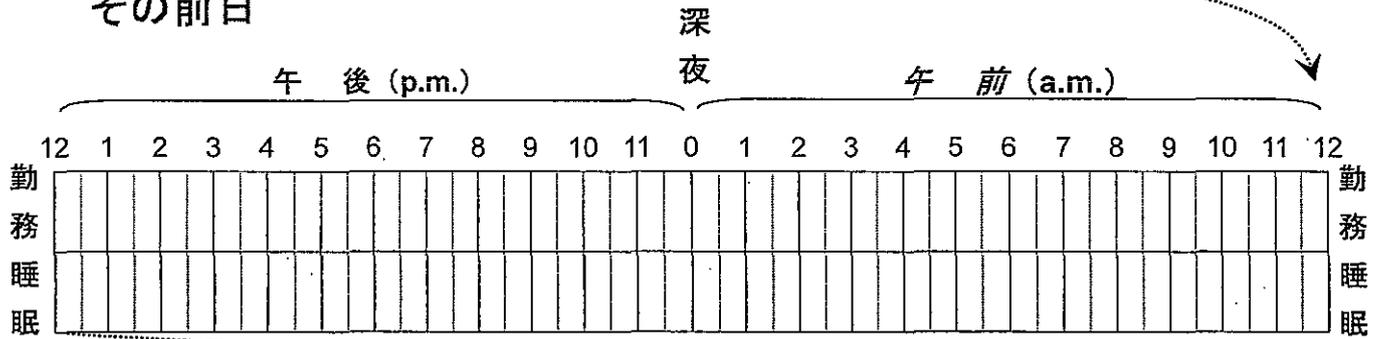
(1)日時		(2)場所		
(3)天候等				
(4)事故発生 運転者	年齢	職種	自動車 運転経験	
	死傷の程度	事故発生時までの睡眠等の状況		別紙
(5)事故発生自動車 の種類	大型トラック(5t以上)・マイクロバス(乗車定員11名以上)・ 乗用車・トラック(5t未満)・バン・その他( )			
(6)事故の発生状況(事故現場の地形、道路の状況、速度規制等の状況、天候の影響等を含む。)				
(7) 事故の直接発生原因(最高速度無視、無理な追い越し等の不適切な運転、徐行、急停車等の事故回避措置の不履行、車両の故障の有無、シートベルトの着用状況、その他の当事者の過失等をいう。)				



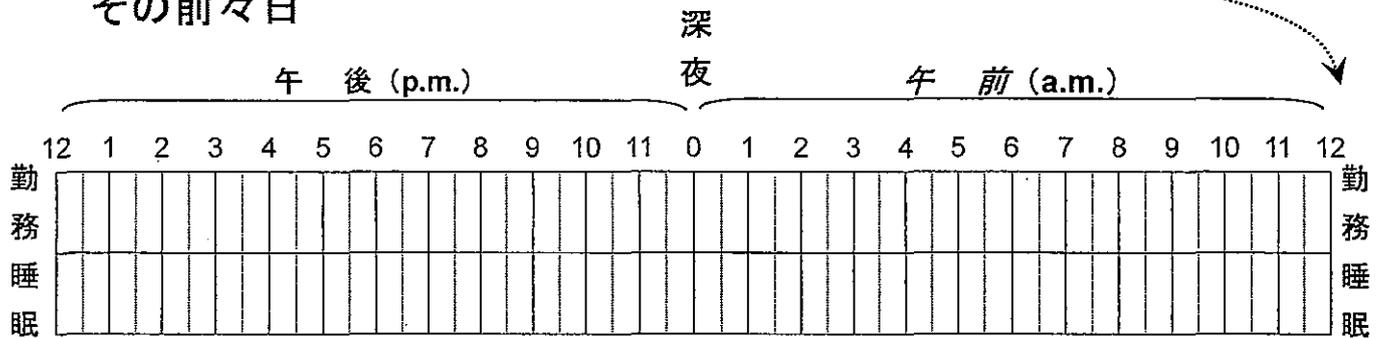
### 事故発生当日



### その前日



### その前々日



3 運転者の労働条件等(事故発生運転者の状況等)

(1)業務の内容			
(2)1日の平均運転時間	時間		
(3)歩合給制度の有無	有・無	内容	一律・積算・累進

4 安全衛生管理体制

(1) 交通労働災害防止規定又はこれに準ずるもの(交通労働災害防止管理体制、運転者の遵守事項等を定めたもので、内容の如何を問わない。)を作成しているか。				いる・いない ↓ ※
※	作成している場合は規定の写しを添付すること			
(2) 交通労働災害防止担当管理者又は当該管理者の業務を行うこととされている者を選任しているか。				いる・いない ↓ ※
※	職名	職制	部長クラス、課長クラス、係長クラス、その他( )	
	職務内容			
(3) 安全衛生委員会等において交通労働災害防止に関する事項を調査審議しているか				いる・いない ↓ ※
※	概ね1年間の 関連審議事項	交通労働災害防止担当 管理者の指名の有無		有・無
(4) 交通労働災害防止推進計画又はこれに準ずるもの(交通労働災害防止の目標、実施事項、実施時期、実施者等を定めたもので、内容の如何を問わない。)を作成しているか。				いる・いない ↓ ※
※	作成している場合はその写しを添付すること			

5 労働時間管理(事故の第一当事者に対する労働時間管理の状況等)

(1) 労働基準法及び労働基準告示違反の有無				有・無 ↓ ※
※	違反条項(内容をかっこ書きで記載すること)			
(2) その他労働時間管理上の問題の有無				有・無 ↓ ※
※	内容			

6 走行管理(発生した事故に係る対策の状況等)

(1) 走行経路が決められていたか。		いた・いない ↓ ↓ b a
a	決められていなかった理由	
b	事故は決められた経路で発生したか	した・しない ↓ c
c	経路以外を走行した理由	
(2) 走行計画(最低限、行先、時間を定めたものであれば内容の如何を問わない)は決められていたか。		いた・いない ↓ ↓ a, d c
a	決められている場合、運転中の休憩・仮眠について定めているか。	いる・いない ↓ b
b	定めている場合、どのように定めているか。(複数選択可) ア 休憩・休息場所を定めている、 イ 連続運転時間の限度を定めている、 ウ 休憩・休息時間の長さを定めている、 エ その他( )	選択肢記入
c	決められていなかった理由	
d	事故発生時に計画通り走行していたか	いた・いない ↓ e
e	計画通り走行していなかった理由	
(3)乗務記録により運転者の乗務の実態を把握していたか		いた・いない ↓ ※
※	把握方法(複数選択可)	選択肢記入
	ア 運転日報、 イ アナログ・タコグラフ、 ウ デジタル・タコグラフ、 エ 運転者からの申告、 オ IT機器を利用したリアルタイム運行管理システム、 カ その他( )	
(4)運転者の業務の実態を把握していた場合、走行計画より運転時間、拘束時間が長引いた場合、何か措置を講じていたか		いた・いない ↓ ※
※	措置内容(複数選択可)	選択肢記入
	ア 運転者から理由を聴取する、 イ 走行計画を見直す、 ウ 翌日の勤務を緩和する、 エ その他( )	

(5) 運転者の業務の実態を把握していた場合、運転中の休憩・休息時間について走行計画より少なかった場合、何か措置を講じていたか		いた・いない ↓ ※
※	措置内容(複数選択可) ア 運転者から理由を聴取する、 イ 走行計画を見直す、 ウ 翌日の勤務を緩和する、 エ その他( )	選択肢記入
(6) 走行前の点呼(出発前の確認等を含む。)は行われたか。		行われた・行われていない ↓ a, b
a	チェック項目(複数選択可) ア 運転者の服装、履き物等の点検、 イ 体調の確認、 ウ 飲酒検査、 エ 睡眠・休養が十分かどうかの確認、 オ その他( )	選択肢記入
b	点呼の結果、体調の不調、睡眠不足等運転に不十分な事項が発見された場合、適切な措置を講じたか	講じた・講じない ↓ ↓ c d
c	発見された場合に講じていた措置(複数選択可) ア 服装・履き物等を適切なものに改めさせる イ 運転させず、帰宅させる ウ 事務所で休憩させた後、運転業務に就かせる エ 運転以外の業務に就かせる オ 注意した上で運転業務に就かせる カ その他( )	選択肢記入
d	措置を講じなかった理由	
(7) 走行前点検が行われていたか。(安衛則 151 条の 75)		いた・いない ↓ ↓ b a
a	走行前点検が行われていなかった理由	
b	走行前点検の結果、異常が認められたか。	認められた・認められない ↓ c
c	異常が認められた場合、補修が行われていたか。(安衛則 151 条の 76)	いた・いない ↓ d
d	補修が行われていなかった理由	
(8) 事故発生日以前、走行後点検が行われていたか。		いた・いない ↓ ↓ b a

a	行われていなかった理由	
b	異常が認められた場合、補修が行われていたか	いた・いない ↓ c
c	補修が行われていなかった理由	
(9)	安全装置が装備されていたか	いた・いない ↓ ※
※	安全装置の種類(複数選択可)	選択肢記入
	ア エアーバッグ、 ウ カーナビゲーションシステム、 オ 衝突防止自動ブレーキ、 キ GPS等を使用した車両位置検出システム、 ク その他( )	イ ABS(アンチロックブレーキシステム)、 エ 最高速度リミッター、 カ 衝突時の自動録画ビデオカメラ、

以下、各項目が原因等に関連している場合

(10)	マイクロバス、ワゴン車等による労働者の送迎中の場合	
	事故発生場所が危険箇所であった場合、誘導者を指名し、誘導者により誘導されていたか	いた・いない
	運転者は、自動車の運転以外の業務の軽減について配慮されていたか	いた・いない
(11)	貨物自動車で長距離走行をしていた場合、自動車及び荷の状態について、途中点検は行われていたか。	いた・いない ↓ ※
※	異常が認められた場合、補修は行われていたか。	いた・いない
(12)	異常気象、天災発生があった場合、運転者に対し、安全確保上必要な指示が行われたか又は前もって定められていたか。	いた・いない ↓ ※
※	定められた内容	
	指示の方法	選択肢記入
	ア 携帯電話、イ 車両無線、ウ その他( )	
	指示は守られていたか	いた・いない
(13)	貨物自動車に荷を積載して走行させる場合、最大積載量の遵守、偏荷重、荷崩れ防止等のための措置を講じていますか	いる・いない ↓ ※
※	講じた措置の種類(複数回答可)	選択肢記入
	ア 安全な荷役作業を安全教育で教育している イ 荷役用シートやロープを車に備え付けている ウ ヘルメットや安全靴の着用を義務づけている エ 事前に運搬物の重量を確認し、車両を選定 オ その他( )	

7 交通労働災害防止に関する教育等(第一当事者に対する教育の状況)

(1) 交通労働災害防止担当管理者等に対して、その職務等に関する教育を実施していたか。		いる・いない ↓ ※
※	教育内容(複数選択可)	選択肢記入
	ア 交通労働災害防止規定の内容、 イ 交通法規、 ウ 労働災害防止関係の法令、 エ 走行経路決定・走行計画作成の方法、 オ 点呼の実施方法、 カ その他( )	
(2) 雇い入れ時教育又は作業内容変更時教育として、交通労働災害防止に関する教育を実施していたか。(安衛法59条、安衛則35条)		いた・いない ↓ ※
※	教育内容(複数選択可)	選択肢記入
	ア 交通法規の遵守、 イ 運転時の注意事項、 ウ 走行前点検の方法、 エ 添乗運転等実地指導、 オ その他( )	
(3) 運転者に対して、走行経験のない経路を走行させるときは、事前に安全な走行に必要な事項について指導を行っているか。		いる・いない ↓ ※
※	指導内容(複数選択可)	選択肢記入
	ア 交通安全マップに基づく危険箇所、 イ 走行経験のある者からの危険箇所等の伝達、 ウ 走行経路を具体的に指示 エ カーナビゲーションシステムを使用させる、 オ その他( )	
(4) 次の教育は行われていたか。(複数選択可)		選択肢記入
	ア 交通危険予知訓練、 イ 安全運転指導員制度、 ウ 安全運転実技訓練、 エ 交通労働災害防止講習会、 オ 運転者認定制度、 カ 運転適正検査	

8 健康管理(事故の第一当事者の運転者に対する健康管理の状況)

(1) 一般健康診断を受けていたか。(安衛法66条、安衛則43, 44条)		いた・いない ↓ ※
※	健康診断実施後の保健指導又は事後措置の内容(安衛法66条の5, 66条の7)	
(2) 深夜業に従事していた場合、6ヶ月に一度健康診断を受けていたか。		いた・いない
(3) 健康の保持増進措置等をうけていたか。(安衛法69条)		いた・いない ↓ ※
※	健康の保持増進措置の内容	選択肢記入
	ア THP、イ 人間ドック、ウ 体力づくり運動、 エ その他( )	

9 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

(1) 運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図っていたか		いた・いない ↓ ※
※	実施内容	選択肢記入
	ア ポスターの掲示、 ウ 優良運転者の表彰、 オ その他( )	
	イ 標語の募集、 エ 交通労働災害防止大会の開催、 )	
(2) 運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図っていたか		いた・いない ↓ ※
※	実施内容	選択肢記入
	ア 交通事故体験、ヒヤリハット事例の収集、 ウ 交通事故原因の分析会議の開催、 エ その他( )	
	イ 交通危険マップの作成、 )	

10 調査官意見、参考事項(上記以外の問題点、再発防止対策等)

- 記入要領
- 1 選択肢に○を付すか、所要の記入を行うこと。
  - 2 記入欄が不足したり、図等を添付する場合には、本付表に明示した上で、別紙を添付すること。
  - 3 該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと
  - 4 不明のものについては、当該欄に斜線を引き、「不明」と記すこと。

# 交通労働災害防止対策自主点検表(報告用)

平成18年 厚生労働省

この自主点検表は、事業場における現在の交通労働災害防止対策の実態をあらためて点検していただくことにより、事業場における安全衛生水準の向上に役立てていただくとするものです。

個別事業場に係る点検内容を外部に公表することはありませんので、自主点検表の記入が終わりましたら、最寄りの労働局又は労働基準監督署までご提出をお願いします。

事業場名		所在地及び電話番号		労働者数
		電話番号( )		
運転者数	所有車両台数	長距離・近距離の別(○を付けてください)		
		主に路線(中長距離)・主に区域(近距離、ルート配送等)		

### I 交通労働災害発生状況

(注: 貴事業場のドライバーが第一当事者(加害者)である事故のみで結構です。いわゆる「もらい事故」は記入する必要はありません。)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年(1月~10月)
①交通事故発生件数 (自損事故を含む。)	件	件	件	件
①のうちの休業災害	人	人	人	人
①のうちの死亡災害	人	人	人	人

### II 「交通労働災害防止のためのガイドライン」 (○を付けてください)

知っている・知らない
------------

【以下の質問には、別冊の質問表を参照の上、選択肢を以下の欄に転記して下さい。】

### III 貴事業場における交通労働災害防止対策について

#### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

#### 2 適正な労働時間等の管理及び走行管理

(1)	(2) 拘束時間	休息	運転	連続運転	(3)	(4)	①の場合	アの場合(複数可)

(5)	①の場合「方法」(複数可)	①の場合「拘束の延長」	アの場合(複数可)	①の場合「休憩の短縮」	アの場合(複数可)	走行管理が困難な理由(複数可)

(6)	(7)	(8)	①の場合「項目」(複数可)	①の場合「是正措置」	アの場合(複数可)	(9)	①の場合

#### 3 運転者に対する教育等

(10)	①の場合(複数可)	(11)	①の場合(複数可)	(1)	①の場合(複数可)

(2)	①の場合(複数可)	(3)	①の場合(複数可)	(4) (複数可)

#### 4 健康管理

#### 5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

教育が困難な理由(複数可)	(1)	(2)	(1)	①の場合(複数可)	(2)	①の場合(複数可)

### IV 貴事業場において実施している交通労働災害防止措置についてご自由にお書きください。

平成 年 月 日

事業主 各位

労働局  
労働基準監督署

### 交通労働災害防止対策自主点検の実施について

運輸業における交通労働災害は、高水準で推移しており、その死亡者数は、全労働災害による死亡者数の約3割を占めるに至っております。また、一度に3人以上の方が死傷する重大災害については大幅に増加しており、全災害の約半分を占めております。

交通労働災害の多くは、事業場の外で発生することもあり、一般の労働災害と比較して、積極的な対策を講じにくい状況にあります。しかしながら、交通労働災害は、業務との密接な関係の中で発生するものであり、一般の労働災害と同様に総合的かつ組織的にその防止対策に取り組むことが必要です。

このため、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定し、それに基づく措置の実施を図っているところですが、今般、次のとおり交通労働災害防止対策自主点検表を作成しましたので、貴事業場における交通労働災害防止対策について、自主点検を実施し、取り組まれていない対策については、業務の実態に合わせて、計画的に取り組んで下さい。

なお、自主点検結果については、「交通労働災害防止対策自主点検表(報告用)」だけを結果の如何にかかわらず、平成18年12月15日までに最寄りの労働基準監督署又は労働局安全主務課に提出して下さい。(FAX可)

提出先: ●●労働局安全衛生課 (●●労働基準監督署)

〒●●●—●● ××市××町××

電話 (●●)●●●—●●●●

FAX(●●)●●●—●●●●

## 交通労働災害防止対策自主点検表(質問票)

以下の項目は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った措置が貴事業場で行われているか点検するものとなっております。自主点検をした結果、取り組まれていない対策については、業務の実態に合わせて、計画的に取り組んで下さい。

○ 貴事業場における交通労働災害防止対策についてお答え下さい。

### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

(1) 運転者の遵守事項等を定めた交通労働災害防止に関する規程を作成していますか。

- ① 作成している ② 作成していない

(2) 自動車の走行についての管理等を行う者(交通労働災害防止担当管理者)を選任していますか。

- ① 選任している ② 選任していない

(3) 安全衛生委員会等の委員として交通労働災害防止担当管理者を指名していますか。

- ① 指名している ② 指名していない

(4) 安全衛生委員会等において、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議をしていますか。

- ① 審議している ② 審議していない

(5) 交通労働災害防止についての目標、実施事項等を定めた計画(交通労働災害防止推進計画)を作成していますか。

- ① 作成している ② 作成していない

(6) 労働安全衛生マネジメントシステムを導入していますか

(注:労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場の安全衛生方針に基づき、目標の設定とそれを実現するための計画の作成、実施、改善の一連の過程を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理の仕組みです。)

- ① 導入している ② 導入を検討している ③ 導入する予定はない

### 2 適正な労働時間等の管理及び走行管理

(1) 改善基準告示(平成元年労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」)を知っていますか。

- ① 知っている ② 知らない

(2) 貴事業場の勤務実態について記入して下さい。(最近1ヶ月間の状況を記載してください。)

1日の拘束時間:最大( )時間 休息期間:最小( )時間  
運転時間:1日平均( )時間 連続運転時間:最大( )時間

(3) 道路状況、所要時間、交通規制等についての調査を実施し、走行経路を決めていますか。

- ① 決めている ② 決めていない

(4) 行先、走行時間等を定めた走行計画を作成していますか。

- ① 作成している ② 作成していない

→「①作成している」場合、運転中の休憩・仮眠について定めていますか。

ア 定めている イ 決めていない

→「ア 定めている」場合、どのように定めていますか。(複数可)

- (ア) 休憩場所を定めている  
(イ) 連続運転時間の限度を定めている  
(ウ) 休憩時間の長さを定めている  
(エ) その他(具体的に記載してください)

(5) 運転者の乗務の実態を把握していますか。

① 把握している ② 把握していない

→「① 把握している」場合、把握の方法はどのようなものですか。(複数可)

ア 運転日報

イ アナログ・タコグラフ

ウ デジタル・タコグラフ

エ 運転者からの申告

オ IT機器等を利用したリアルタイム運行管理システム

カ その他(具体的に記載してください)

→「① 把握している」場合、走行計画より運転時間、拘束時間が長引いた場合、何か措置を講じていますか。

ア 講じている イ 講じていない

→「ア 措置を講じている」場合、どのような措置を講じていますか(複数可)

(ア) 運転者から理由を聴取する

(イ) 走行計画を見直す

(ウ) 翌日の勤務を緩和する

(エ) その他(具体的に記載してください)

→「① 把握している」場合、運転中の休憩時間について走行計画より少なかった場合、何か措置を講じていますか。

ア 講じている イ 講じていない

→「ア 措置を講じている」場合、どのような措置を講じていますか(複数可)

(ア) 運転者から理由を聴取する

(イ) 走行計画を見直す

(ウ) 翌日の勤務を緩和する

(エ) その他(具体的に記載してください)

◆ 走行経路の決定、走行計画の作成等の走行管理を実施する上で困難なことはありますか。あればその理由を次のうちから選んで下さい。(複数可)

① 走行管理の方法がわからない。

② 走行管理を担当する者がいない。

③ 自動車運転業務において、目的地、時間等が一定でない。

④ 道路状況等の変動が著しく、走行管理が的確にできない。

⑤ 運転者が走行管理されることを好まない。

⑥ 経費が高つく。

⑦ その他(具体的に記載してください)

(6) 走行前、走行後の自動車の点検を実施し、異常を認めた場合、直ちに補修等を行っていますか。

① 行っている ② 行っていない

(7) 長距離走行の場合、車両及び荷の状態について途中点検を行っていますか。

① 行っている ② 行っていない

(8) 走行前の点呼等を実施していますか。

① 実施している ② 実施していない

→「① 実施している」場合、どの項目をチェックしていますか(複数可)

ア 運転者の服装、履物等の点検 イ 体調の確認 ウ 飲酒検査

エ 睡眠・休養が十分かどうか確認 オ その他(具体的に記載してください)

→「① 実施している」場合、チェックの結果、運転に不適当な場合、何か措置を講じていますか。

ア 講じている イ 講じていない

→「ア 措置を講じている」場合、どのような措置を講じていますか。(複数可)

- (ア) 服装・履き物等を適切なものに改めさせる
- (イ) 運転させず、帰宅させる
- (ウ) 事務所で休養させた後、運転業務に就かせる
- (エ) 運転以外の業務に就かせる
- (オ) 注意した上で運転業務に就かせる
- (カ) その他(具体的に記載してください)

(9) 異常気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれがある場合、運転者に対して、一時待機、徐行運転等の指示を行っていますか。

- ① 指示している ② 指示していない

→「① 指示している」場合、どのように指示していますか

- ア 携帯電話 イ 車両無線 ウ その他(具体的に記載してください)

(10) 貨物自動車に荷を積載して走行させる場合、最大積載量の遵守、偏荷重、荷崩れ防止等のための措置を講じていますか。

- ① 講じている ② 講じていない

→「① 講じている」場合、どのように講じていますか。(複数可)

- ア 安全な荷役作業を安全教育で教育している
- イ 荷役用シートやロープを車に備え付けている
- ウ ヘルメットや安全靴の着用を義務づけている
- エ 事前に運搬物の重量を確認し、車両を選定
- オ その他(具体的に記載してください)

(11) 自動車にエアバッグ装置等の安全装置等を装備していますか。

- ① 装備している ② 装備していない

→「① 装備している」場合、どのような装置を装備していますか。(複数可)

- ア エアバッグ
- イ ABS(アンチロックブレーキシステム)
- ウ カーナビゲーションシステム
- エ 最高速度リミッター
- オ 衝突防止自動ブレーキ
- カ 衝突時の自動録画ビデオカメラ
- キ GPS等を使用した車両位置検出システム
- ク その他(具体的に記載してください)

### 3 運転者に対する教育等

(1) 交通労働災害防止担当管理者等に対して、その職務等に関する教育を実施していますか。

- ① 実施している ② 実施していない

→「① 実施している」場合、どのような内容を教育していますか(複数可)

- ア 交通労働災害防止規程の内容 イ 交通法規 ウ 労働災害防止関係の法令
- エ 走行経路の決定、走行計画の作成方法 オ 点呼の実施方法
- カ その他(具体的に記載してください)

(2) 運転者に対して行う雇入時教育等において、交通労働災害防止についての教育を実施していますか。

- ① 実施している ② 実施していない

→「① 実施している」場合、どのような内容を教育していますか(複数可)

- ア 交通法規の遵守 イ 運転時の注意事項 ウ 走行前点検の方法
- エ 添乗運転等実地指導 オ その他(具体的に記載してください)

(3) 運転者に対して、走行経験のない経路を走行させるときは、事前に安全な走行に必要な事項につい

での指導を行っていますか。

- ① 行っている ② 行っていない

→「① 行っている」場合、どのような項目を実施していますか。(複数可)

- ア 交通安全マップに基づく危険箇所 イ 走行経験のある者から危険箇所等を伝達させる  
ウ 走行経路を具体的に指示する エ カーナビゲーションシステムを使用する  
オ その他(具体的に記載してください)

(4) 次の交通労働災害防止に関する教育等のうち実施しているものを選んで下さい。(複数可)

- ① 交通危険予知訓練(交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせる訓練  
実施機関＝中央労働災害防止協会ゼロ災推進部、安全衛生サービスセンター等)  
② 安全運転指導員制度(添乗指導により運転者の指導を行う制度)  
③ 安全運転実技訓練(実施機関:自動車安全運転センター都道府県事務所等)  
④ 交通労働災害防止講習会(運転に対して交通労働災害防止に関する知識を付与するための講習  
会に参加させること等)  
⑤ 運転者認定制度(一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対してのみ運転業  
務を認める制度)  
⑥ 運転適性検査(運転者の持つ生理的・心理的運転特性を把握し、安全運転についての指導を受け  
る制度 実施機関:自動車事故対策センター都道府県支所等)

◆これらの教育等を実施する上で困難なことはありますか。あればその理由を次のうちから選んで下さい。(複数可)

- ①教育を担当するものがない。 ②適当な教材がない。 ③教育対象者が全員集まる機会がない。  
④外部の教育機関を知らない。 ⑤外部の教育機関が近くにない。 ⑥経費が高い。  
⑦その他(具体的に記載してください)

#### 4 健康管理

(1) 運転者に対する健康診断を実施し、その結果に基づき、保健指導、運転の可否、安全運転上留意すべき点等についての指導等の事後措置を講じていますか。

- ① 講じている ② 講じていない

(2) 運転者に対して、走行経路の途中におけるストレッチング、体操等の運転時の疲労回復についての指導を行っていますか。

- ① 行っている ② 行っていない

#### 5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

(1) 運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図っていますか。

- ① 図っている ② 図っていない

→「① 図っている」場合、具体的に何を実施していますか。(複数可)

- ア ポスターの掲示 イ 標語の募集 ウ 優良運転者の表彰  
エ 交通労働災害防止大会の開催 オ その他(具体的に記載してください)

(2) 運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図っていますか。

- ① 図っている ② 図っていない

→「① 図っている」場合、具体的に何を実施していますか。(複数可)

- ア 交通事故体験、ヒヤリ・ハット事例等の収集 イ 交通危険マップの作成  
ウ 交通事故原因の分析会議の開催 エ その他(具体的に記載してください)

○ 貴事業場において実施している交通労働災害防止のための措置について自由に書いて下さい。

# 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成6年2月18日付け基発第83号別添1)

## 第1 目的等

### 1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等とあわせて、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、運転者に対する教育等、健康管理並びに交通労働災害防止に対する意識の高揚等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

### 2 本ガイドラインの対象とする交通労働災害

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害とする。

### 3 事業者及び運転者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者（以下「事業者」という。）は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

自動車等の運転を行う労働者（以下「運転者」という。）は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

## 第2 交通労働災害防止のための管理体制等

### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

#### (1) 交通労働災害防止のための規程の作成

事業場における交通労働災害防止に対する取組の基本的事項を示すため、次の事項について交通労働災害防止のための規程を作成し、これを運転者に周知すること。

##### イ 管理体制

##### ロ 管理者の職務

##### ハ 運転者の遵守事項

##### ニ 運転者に対する教育及び訓練の内容等

#### (2) 交通労働災害防止担当管理者の選任

イ 交通労働災害防止を担当する管理者（以下「交通労働災害防止担当管理者」という。）を選任し、次の職務を行わせること。

(イ) 本ガイドラインに示す交通労働災害防止推進計画の作成

(ロ) 走行管理

(ハ) 教育等の実施、意識の高揚等

ロ 交通労働災害防止担当管理者を選任するに当たっては、その職務を遂行できる立場の者を選任し、その職務を行うために必要な権限を与え、必要に応じて、その職務を補助する者を選任すること。

#### (3) 安全委員会等における調査審議

安全委員会等（安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等という。以下同じ。）において、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。

なお、安全委員会及び衛生委員会の調査審議事項については、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第17条及び第18条に規定されているので留意すること。

この場合において、安全委員会等の委員として、交通労働災害防止担当管理者を指名すること。

また、安全委員会等の中に交通労働災害防止部会を設置する等により、交通労働災害の防止について、特に重点的に取り組むことが望ましい。

#### (4) 交通労働災害防止のための管理体制の整備

交通労働災害を防止するための管理組織は、一般の安全衛生管理組織と一体的に運営されるよう整備し、一般の労働安全衛生管理の中で交通労働災害防止に関する指導が徹底できる体制とすることが望ましい。

### 2 交通労働災害防止推進計画の作成

交通労働災害の防止を効果的に推進するため、安全委員会等で調査審議の上、次の事項について定める交通労働災害防止推進計画を作成すること。

イ 過去の交通労働災害の発生状況等を考慮した具体的な目標

ロ 基本的実施事項

ハ 重点とする実施事項

ニ 実施事項の実施時期又は実施期間

ホ 実施責任者及び実施者

なお、定期的に、計画の達成状況、効果の有無等についての評価を行うことにより、効果的な対策の推進に努めること。

## 第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理

### 1 適正な労働時間等の管理

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示並びに平成元年3月1日付け基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」及び同日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」に定められている運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守を徹底すること。

### 2 適正な走行管理

#### (1) 走行計画の策定

##### イ 走行経路の調査

運転者に自動車等を走行させる場合には、事前の調査、道路地図、過去の乗務記録、ラジオ等により、道路の状況、所要時間、交通規制、制限速度、給油場所、途中点検場所、休憩・仮眠・食事等の場所、危険箇所、気象等の情報を集め、これらの情報に基づき、適切な走行経路を決定し、当該走行経路に適した自動車等を配置するとともに、運転者に対して安全な走行に必要な事項を示すこと。

なお、これらの情報等を地図又は案内図の中に盛り込んだ交通安全情報マップを作成し、運転者に配布する等により、これらの情報等を運転者に分かりやすく伝えるよう努めること。

##### ロ 走行計画の作成

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等及びイの走行経路の調査に基づき、無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること。

なお、道路上以外の場所において、貨物自動車等を走行させる場合の作業計画の作成等の必要な措置については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第151条の3から第151条の7までに規定されているので留意すること。

#### (2) 乗務記録等による適正な走行管理

運転日報等の乗務記録により、常に運転者の乗務の実態を把握し、走行計画に基づく適正な走行管理を行うとともに、問題がある場合は速やかに改善すること。

なお、運行記録計（タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、この記録に基づいて、適正な走行管理を行うとともに、これを安全運転指導等のための資料として活用すること。

#### (3) 労働者の送迎の際の交通労働災害の防止

マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合には、(1)に掲げる事項のほか、次の事項を行うこと。

イ 運転者には、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分な技能を有する適格者を指名すること。

ロ 踏切（自動遮断装置、踏切警手付きのものを除く。）、見通しの悪い箇所、狭い箇所、路肩が軟弱な箇所等特に危険な箇所を走行させる場合には、あらかじめ、十分な技能を有する適格者を誘導者として指名するとともに、一定の合図を定め、当該合図により、誘導者に誘導させること。

ハ 自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

#### (4) 自動車の点検

##### イ 走行前点検

自動車等の安全を確保するため、走行前に行う自動車等の点検の具体的な実施方法等について実施要領を定め、当該実施要領に基づき、点検を行わせること。

また、当該点検により異常を認めた場合は、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

なお、貨物自動車を使用する場合の走行前点検及び事後措置については、安衛則第151条の75及び第151条の76に規定されているので留意すること。

##### ロ 途中点検

長距離走行を行わせる場合は、走行経路の途中において、自動車等及び荷の状態について、点検を行わせること。

なお、この場合に、当該点検について走行計画に盛り込むこと。

#### ハ 走行後点検

自動車等の安全を確保するため、走行後に行う自動車等の点検の具体的な実施方法等について実施要領を定め、当該実施要領に基づき、点検を行わせること。

なお、当該点検により異常を認めた場合は、補修その他必要な措置を講じること。

#### (5) 点呼等

安全な走行を確保するため、走行前の点呼等により、運転者の服装、履き物等の点検、体調のチェック等を行うこと。

なお、走行前の点呼等において、体調が不調な者に対しては、運転を禁止し、休養をとらせる等の措置を講じること。

#### (6) 異常気象等の際の措置

異常な気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。

また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。

この場合に、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

#### (7) 荷の適正な積載

貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。

イ 最大積載量を超えないこと。

ロ 偏荷重が生じないように積載すること。

ハ 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。

なお、上記イからハまでの事項については、安衛則第 151 条の 10 及び第 151 条の 66 に規定されているので留意すること。

#### (8) 自動車に装備する安全装置等

交通労働災害を未然に防止し、又は災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自動車に、アンチロックブレーキシステム、エアバック装置等の安全装置等を整備することが望ましい。

#### (9) 応急用器具等

走行中に故障等が発生した場合の応急修理のため、車止め、ジャッキ、車輪脱着用スパン、ドライバー、プライヤー、絶縁テープ、予備タイヤ、予備電球、予備ヒューズ等の器具及び備品類を備えておくこと。

また、走行中に負傷等が発生した場合の応急手当のため、止血帯、ほうち材料等の救急用具及び材料を備えておくこと。

### 第 4 教育及び運転者認定制度等

#### 1 教育等

##### (1) 交通労働災害防止管理教育

交通労働災害防止担当管理者等に対して、その職務、第 2 の 1 の (1) の交通労働災害防止のための規程の内容等について、教育を行うこと。

##### (2) 雇入れ時等の教育

新規雇入れ運転者に対して安衛法第 59 条第 1 項の規定により行う雇入れ時教育において、交通法規の遵守、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項について教育を行うとともに、必要に応じて、安全運転の知識及び経験が豊富な運転者等が添乗することにより、実地に指導を行うこと。

また、作業内容の変更により運転者となる者に対して安衛法第 59 条第 2 項の規定により行う作業内容変更時教育においても、新規雇入れ運転者に対する教育及び指導に準じた教育及び指導を行うこと。

##### (3) 日常的教育

運転者に対して、交通法規の遵守、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項について教育を行うこと。

また、運転者に、走行経験のない経路を走行させるときは、過去の乗務記録、道路地図等の情報を活用することにより、安全走行に必要な事項についての指導を行うこと。

##### (4) 交通危険予知訓練

実際の運転場面を想定したイラストシート、写真等を用いて、運転者に、交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を継続的に行うことが望ましい。

##### (5) 安全運転指導員制度及び安全運転実技訓練

安全運転の徹底を図るため、一定の資格を有する者が添乗指導を行う等により運転者の指導を行う安全運転指導員制度を導入することが望ましい。

なお、安全運転指導員の資格要件、活動内容等については、各事業場の実情に応じて定めること。

また、安全運転の実技訓練を実施している機関を利用する等により、安全を確保する能力を身につけさせる安全運転実技訓練を行うことが望ましい。

##### (6) 交通労働災害防止講習会

交通労働災害の事例の研究、交通法規の再確認等の交通労働災害防止に関する内容をテーマとした講習会を開催し、又は関係団体が実施する講習会に参加させる等により、運転者に交通労働災害防止に関する知識を付与すること。

### 2 運転者認定制度等

#### (1) 運転者認定制度

使用する自動車等の運転に必要な資格を有する者のうち、一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対してのみ運転業務を認める運転者認定制度を導入することが望ましい。

なお、教育指導、認定試験の内容等については、各事業場の実情に応じて定めること。

#### (2) 運転適性検査

運転者の持つ生理的・心理的運転特性を把握するため、運転適性検査を実施している機関を利用する等により、運転適性検査を実施し、その結果を運転者本人に通知するとともに、必要に応じて、その結果に基づき、安全な運転についての指導を行うことが望ましい。

なお、検査結果の取扱いについては、プライバシー保護の観点から、十分な注意が必要である。

### 第 5 健康管理

#### 1 健康診断

##### (1) 健康診断の実施

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行うこと。

なお、安衛法第 66 条の規定により、雇入れ時及び 1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行うことが義務付けられており、特に、深夜業を含む業務等に従事する運転者に対しては、6 箇月以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行うことが義務付けられているので留意すること。

##### (2) 健康診断の結果に基づく措置

健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、必要に応じて診療を受けるよう指導するとともに、産業医等の意見に基づいて、運転の可否、安全運転上留意すべき点等について指導する等適切な事後措置を講じること。

#### 2 心身両面にわたる健康の保持増進

運転者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るため、事業場における健康の保持増進措置を継続的かつ計画的に講じるように努めること。

#### 3 運転時の疲労回復

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、運転者に対して、走行経路の途中において、適宜、肩、腕及び腰部のストレッチング、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導を行うこと。

### 第 6 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

#### 1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスター又は標語の募集及び掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。

#### 2 交通危険マップの作成

交通事故の体験、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通危険マップを作成し、配布、掲示等を行うことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。

#### 3 一般の労働者に対する交通労働災害防止

運転者以外の一般の労働者に対しても、関係行政機関等が実施する交通安全講習会等に積極的に参加させる等により、交通労働災害の防止に努めること。